会津若松市犯罪被害者等支援条例（案）の概要

1 基本的な考え方

犯罪被害者やその家族・遺族は、事件による心身の被害だけでなく、精神的ショックや経済的困難、捜査や裁判への対応、周囲の噂や報道による精神的影響など、さまざまな困難に直面するため、平穏な生活を取り戻すための適切な支援が求められています。

本市においても、犯罪被害者等支援の基本的な事項を定め、犯罪被害者等が受けた被害の回復や軽減、生活の再建を図るとともに、地域社会で犯罪被害者等を支えることで、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、本条例を制定するものです。

2 条例の内容

⑴ 目的（第1条）

市、市民等及び事業者の責務を明らかにしながら、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減、犯罪被害者等の生活の再建を図り、犯罪被害者等を地域社会で支えることにより、誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与すること。

⑵ 定義（第２条）

○犯罪被害者等

… 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族。

○犯罪

… 個人の生命、身体または財産上に危害を及ぼす行為など、刑法その他の刑罰法規の規定により、刑罰を科せられる行為のこと。

○犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為

… 犯罪等為ではないが、それに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼす性質を有する行為。

⑶ 基本理念（第3条）

犯罪被害者等支援は、犯罪被害者の個人としての尊厳や、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、適切に処置されること。

⑷ 各主体の責務（第4条～第6条）

〇市の責務

… 市は、基本理念にのっとり、関係機関との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を実施するものとする。

〇市民等の責務

… 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

〇事業者の責務

… 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

⑸ 基本的施策（第7条～第 16 条）

・相談及び情報の提供等（相談窓口の設置、支援メニューなど情報提供など）
・経済的負担の軽減（見舞金の支給など）
・日常生活の支援（育児、介護等サービスなど）
・心身に受けた影響からの回復支援（保健医療・福祉サービスなど）
・安全の確保（一時保護、個人情報の適切な取扱など）
・居住の安定（市営住宅入居における配慮、転居費用の助成など）
・雇用の安定（事業者への啓発、就労に対する支援など）
・市民等及び事業者の理解の増進（広報啓発活動を通じた理解の促進など）
・学校等における支援（教育活動を通じた理解の促進など）
・民間支援団体に対する支援（情報提供や活動内容の周知協力など）

3 施行予定日

令和9年4月1日